

佐賀県建設関連業務委託低入札価格調査制度事務処理試行要領

1 - 1 目的

この要領は、佐賀県が発注する建設関連業務委託のうち測量業務、設計業務及び地質調査業務の競争入札において実施する低入札価格調査制度に関して、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「財務規則」という。）第106条第2項に基づき、最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の基準となる価格（以下「低入札調査基準価格」という。）の算出方法その他低入札価格調査の基準の設定基準を定めるとともに、低入札価格調査制度の適正な実施のため必要な事項を定めるものとする。

1 - 2 適用の対象

低入札価格調査制度は、競争入札により建設関連業務の委託契約を締結しようとするものうち、総合評価落札方式により委託契約を締結しようとする場合について適用する。

2 低入札調査基準価格の設定基準

(1) 低入札調査基準価格は、原則として予定価格算定の基礎となった次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の合算額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合は予定価格に10分の8.5を乗じた額とし、予定価格の3分の2に満たない場合は、予定価格に3分の2を乗じた額とする。

測量業務

ア 直接測量費の額

イ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

測量調査費が含まれる場合は、当該業務部分について、又は の該当する各号に定める額を適用する。

設計業務（国土交通省基準による積算）

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額

エ 一般管理費等に10分の4.5を乗じて得た額

設計業務（その他基準による積算）

ア 直接業務費の額

イ 技術経費の額

ウ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

地質調査業務

ア 直接調査費の額

イ 間接調査費の額

ウ 諸経費の額に10分の4を乗じて得た額

解析等調査業務費が含まれる場合は、当該業務部分について、又は の該当する各号に定める額を適用する。

- (2) 前項の基準算式による算定が困難なものについては、収支等命令者(規則第3条の2第1項の規定により事務の再委任を行った場合は、事務の再委任を受けた収支等命令者。以下同じ。)が予定価格の10分の8.5から3分の2の範囲内で定める額とする。

3 運用の事務手続

(1) 起工条件書

収支等命令者(規則第3条の2第1項の規定により事務の再委任を行った場合は、事務の再委任を受けた収支等命令者)は個々の契約ごとに、低入札価格調査制度適用の要否を確認し、低入札価格調査制度を適用する場合は、低入札調査基準価格有と記載する。

(2) 予定価格及び低入札調査基準価格作成調書等

「予定価格及び低入札調査基準価格作成調書」の様式については、様式第1号によるものとし、「予定価格調書」の様式については、様式第1号別添様式によるものとする。

低入札調査基準価格等の欄に2の基準により算出した入札書比較低入札調査基準価格(千円未満の金額は切り捨てる。なお、合冊設計の場合については、各々で算出した額を千円未満切り捨てし、合計する。)を記載し、低入札調査基準価格については、記載した入札書比較低入札調査基準価格に100分の110を乗じて得た額を円単位まで記載する。

で記載した低入札調査基準価格が予定価格の3分の2以上10分の8.5以下の場合は、で記載した低入札調査基準価格及び入札書比較低入札調査基準価格を採用する。また、で記載した低入札調査基準価格が予定価格の10分の8.5を超える場合は予定価格に10分の8.5を乗じて、予定価格の3分の2に満たない場合は、予定価格に3分の2を乗じて算出した低入札調査基準価格(千円未満の金額は切り捨てる)を記載し、入札書比較低入札調査基準価格については、100分の110を除いて得た額を円単位まで記載するが、1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた価格を記載するものとする。

により予定価格及び低入札調査基準価格を記載した「予定価格及び低入札調査基準価格作成調書」は「予定価格調書」とともに封筒に入れ封印し、入札を行う際に、当該競争の場所に置くものとする。

低入札価格調査制度対象業務のうち、佐賀県特定調達契約規則(平成7年佐賀県規則第64号)第2条に定める特定調達契約に係る建設関連業務(以下「特定調達契約に係る業務委託」という。)以外の業務委託において、7の定めにより作成する「低入札価格調査失格基準価格作成調書」(様式第2号)についても、「予定価格及び低入札調査基準価格作成調書」とともに封筒に入れるものとする。

4 入札参加者への周知

入札執行者は、公告等において次の事項を記載し、入札参加者へ周知するものとし、その明示の方法は、公告、入札参加資格確認通知書については、別紙1により行うものとする。

- (1) 低入札調査基準価格が設定されていること。
- (2) 低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低価格入札者(総合評価落札方式の場合は評価値が最も高い者。以下「最低価格入札者(最高評価値者)」という。)であっても必ずしも落札者とならないこと。

- (3) 低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日、佐賀県建設関連業務委託低入札価格調査事務処理試行要領に規定する調査を行い、落札者を決定すること。
- (4) 低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、事情聴取に協力すること。
- (5) 低入札調査基準価格を下回る価格で契約が行われた場合は、佐賀県建設関連業務委託低入札価格調査制度事務処理試行要領に規定する監督・検査の強化及び業務完了後の実績確認等を実施すること。

5 契約締結での条件

低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合は、次の事項を条件とする。

- (1) 土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）第4条第2項及び第4項に規定する契約保証の額は、通常の場合（業務委託料の10分の1以上）と異なり、業務委託料の10分の3以上となること。なお、契約保証を受けられない場合は失格となるものであること。
- (2) 契約書第34条第1項に規定する前金払ができる額は、通常の場合（業務委託料の10分の3）と異なり、業務委託料の10分の2以内となること。また、契約書第34条第3項及び第4項もこれに準じて割合を変更すること。
- (3) 契約書第40条第2項に規定する瑕疵担保責任の存続期間は、成果物の引渡しを受けた日から、通常の場合3年と異なり6年となること。
- (4) 契約書第42条第3項に規定する違約金の額は、通常の場合（業務委託料の10分の1）と異なり、業務委託料の10分の3となること。
- (5) 当該業者が入札日から過去2年以内に県が発注した業務委託において、以下のいずれかの要件に該当する場合には、契約書第10条第1項に規定する管理技術者とは別に、管理技術者と同等の技術者資格を有する担当技術者（以下「増員配置技術者」という。）1名を配置すること。（低入札調査基準価格を下回って落札した者が、建設関連業務共同企業体の場合は、代表構成員が増員配置技術者を配置するものとする。）
 - 70点未満の業務委託成績評定を通知された者
 - 発注者から業務中又は完了後において契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
 - 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は文書警告を受けた者
 - 自らに起因して工期を7日以上遅延させた者
- (6) 増員配置技術者は、適正な業務遂行と品質確保の徹底のため、業務中、管理技術者を補助し、打合せの際には管理技術者と必ず同席すること。

6 入札の執行

- (1) 入札の結果、入札書比較低入札調査基準価格を下回る価格で申込みをした入札者（以下「低入札価格入札者」という。）がある場合は、総合評価落札方式において、低入札価格入札者でない最高評価値者が落札者となる場合を除き、落札者の決定を一時保留する旨を宣言し、低入札価格調査制度事務処理試行要領による調査後改めて落札者を決定する旨を入札参加者に告知して、入札を終了する。なお、低入札価格入札者のうち最低価格入札者（最高評価値者）が複数の場合は、くじ引きにより低入札価格調査を行う調査順位を決定するものとする。

(2) 前項の規定にかかわらず、電子入札システムにより入札を執行する場合は、前項の落札者の決定を保留する旨の宣言及び落札者は後日決定する旨の告知を電子入札システムによる通知をもって代えることができる。

7 数値的判断による失格基準

特定調達契約に係る業務委託以外の低入札価格調査制度対象業務において低入札価格入札者がある場合は、入札執行者は6(1)により入札を終了後、低入札価格入札者が入札後に提出した業務費内訳書及び入札書の金額により、数値的判断による失格基準判定表(様式第3号)を作成するものとし、次に掲げる数値的判断による失格基準(別添2の低入札価格調査等対応マニュアル別紙1の数値的判断による失格判定基準)に該当する場合は、8及び9による調査を行うことなく、10により課(所)内の競争入札参加資格委員会(以下「資格委員会」という。)を開催し、失格の決定を行うものとする。

数値的判断による失格基準判定表による失格基準の判定にあたっては、起工同時に作成する低入札価格調査失格基準価格作成調書に、入札結果により記載する項目の金額を開札後に記載し、この金額をもとに判定するものとする。なお、低入札価格調査失格基準価格作成調書記載時の端数処理については、当該調書の備考欄記載内容により行うものとする。

(1) 費用毎の失格基準

提出された業務費内訳書の経費毎の額が次の各号の区分に応じ、当該各号に定める経費毎の額を下回るものがある場合は、契約の内容に適合した履行が行われないものと判断する。

測量業務

- ア 直接測量費の額 設計金額に10分の8を乗じて得た額
- イ 諸経費の額 設計金額の10分の6を乗じて得た額

測量調査費が含まれる場合は、当該業務部分について、又は の該当する各号に定める額を適用する。

設計業務(国土交通省基準による積算)

- ア 直接人件費の額 設計金額に10分の9を乗じて得た額
- イ 直接経費の額 設計金額に10分の9を乗じて得た額
- ウ その他原価の額 設計金額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等 設計金額に10分の3を乗じて得た額

設計業務(その他基準による積算)

- ア 直接業務費の額 設計金額に10分の9を乗じて得た額
- イ 技術経費の額 設計金額に10分の6を乗じて得た額
- ウ 諸経費の額 設計金額に10分の6を乗じて得た額

地質調査業務

- ア 直接調査費の額 設計金額に10分の7.5を乗じて得た額
- イ 間接調査費の額 設計金額に10分の7.5を乗じて得た額
- ウ 諸経費の額 設計金額に10分の6を乗じて得た額

解析等調査業務費が含まれる場合は、当該業務部分について、又は の該当する各号に定める額を適用する。

(2) 委託価格全体の失格基準

次の 及び のいずれか高い額（ただし、その額が入札書比較低入札調査基準価格を上回る場合は入札書比較低入札調査基準価格）を当該入札で採用する入札書比較失格基準価格とする。なお、入札書比較失格基準価格に100分の110を乗じて得た額を失格基準価格とする。入札価格が当該入札で採用する入札書比較失格基準価格を下回る場合は、契約の内容に適合した履行が行われないものと判断する。

予定価格算定の基礎となった次のアからカまでの該当区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額。

ただし、いずれの場合も、その額が予定価格の110分の100で算出する入札書比較価格の10分の8.5を超える場合は入札書比較価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、入札書比較価格の3分の2に満たない場合は入札書比較価格に3分の2を乗じて得た金額とする。

ア 測量業務

入札書比較失格基準価格 = 直接測量費 + 諸経費 × 1 / 2

測量調査費が含まれる場合は、当該業務部分について、イ又はウの該当する各区分に定める額を適用する。

イ 設計業務（国土交通省基準による積算）

入札書比較失格基準価格 = 直接人件費 + 直接経費 + その他原価
+ 一般管理費等 × 1 / 3

ウ 設計業務（その他基準による積算）

入札書比較失格基準価格 = 直接業務費 + 技術経費 + 諸経費 × 1 / 2

エ 地質調査業務

入札書比較失格基準価格 = 直接調査費 + 間接調査費 + 諸経費 × 1 / 3

解析等調査業務費が含まれる場合は、当該業務部分について、イ又はウの該当する各区分に定める額を適用する。

オ 基準算式による算定が困難な業務

上記の基準算式による算定が困難なものについては、収支等命令者が入札書比較価格の10分の8.5から3分の2の範囲内で定める額

入札価格が低い者から3者（3者に満たない場合は当該数）の入札価格の平均価格に10分の9.5を乗じて得た額。

8 調査書類の提出

(1) 入札執行者は、入札の執行（総合評価落札方式対象業務においては評価値順位の決定）後、速やかに数値的判断による失格基準に該当し失格の決定がなされた者以外のすべての低入札価格入札者に様式第4号により期限を示してメール又はFAXで、(2)に定める書類の提出について通知する。

ただし、総合評価落札方式において、低入札価格入札者でない最高評価値者が落札者となる場合、低入札価格入札者への8及び9による調査は実施しない。

また、低入札価格者は、都合により(2)に定める書類を提出期限までに提出できない場合は、収支等命令者等に対し、提出できない旨の申し出を書面（様式4-1号）により行うものとする。この場合、低入札価格入札者の入札は無効として取り扱い、17の規定は適用しないものとする。

調査書類の提出期限は、提出書類の通知日の翌日から起算して5日（佐賀県の休日に関する条例第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内とする。

(2) 低入札価格調査書類

低入札価格調査書類は、別添1低入札価格調査制度調査様式作成要領に定める次の様式及び同作成要領に定める各様式の添付書類とする。

低入札価格調査報告書（様式（表紙））

当該価格で入札した理由（様式1）

入札価格に対応した積算内訳

ア 積算内訳書（様式2-1）

イ 内訳書に対する明細書（様式2-2）

当該契約の履行体制(様式3)

手持ちの建設コンサルタント業務等の状況(様式4)

配置予定技術者名簿(様式5)

手持ち機械等の状況(様式6)

* 測量業務及び地質調査業務を含む場合に限る。

過去において受注・履行した同種の業務の名称及び発注者(様式7)

入札価格に対応した積算内訳関連

ア 再委託予定業者との仮契約書（任意様式）

イ 再委託予定業者との契約に関する誓約書（様式8）

賃金不払い等送検の実績申立書（様式9）

9 調査の実施

(1) 入札執行者は、8により調査書類の提出を通知した低入札価格入札者のうち最低価格入札者（最高評価値者）（複数の場合は、調査第1順位者。以下、「調査対象者」という。）に様式第5号によりメール又はFAXで、聞き取り調査の実施日時を通知する。

(2) 入札執行者は、調査対象者に対し8の提出書類等に基づき、別添2の低入札価格調査等対応マニュアルの調査内容により、次の事項について低入札価格調査を行い、その結果を様式第6号1及び2にまとめる。なお、所定の調査様式及び添付書類が所定の期限までに整わない場合については、未提出の状況を に記載するとともに、未提出により確認できない内容等については 以下の各項目に記載する。

所定の調査様式及び添付書類の提出状況

当該価格で入札した理由

積算内訳（積算内訳、再委託予定業者、積算内訳での数値的判断による失格基準該当の有無）

当該契約の履行体制

手持ちの建設コンサルタント業務等の状況

配置予定技術者の資格

手持ち機械等の状況

* 測量業務及び地質調査業務を含む場合に限る。

過去において受注・履行した同種の業務(実績の有無)

経営内容

(3) 入札執行者は、上記(2)の項目のほか、次の事項についても調査を行う。

- | | |
|------|--|
| 経営状況 | 取引金融機関、保証会社等へ照会 |
| 信用状況 | ア 法令違反や契約上の基本事項違反の有無
イ 賃金不払いの状況 |
| 業務成績 | ア 県業務委託の過去2年間の成績
イ 過去に履行した公共業務委託の成績 |
- その他必要な事項

10 落札者の決定

(1) 数値的判断による失格の有無の決定後の落札者の決定

入札執行者は、7の数値的判断による失格基準適用業務においては、低入札価格入札者の数値的判断による失格基準の該当の有無について、課(所)内資格委員会を開催し、数値的判断による失格基準判定表等(様式第3号)について確認し、失格の有無を決定し、様式第3号3に判定を記載するものとする。ただし、失格基準の該当がない場合は、課(所)内資格委員会委員長の決裁により決定できるものとする。

数値的判断による失格の有無が決定した場合は、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、数値的判断による失格基準に該当する者以外で最低の価格をもって入札した者(総合評価落札方式の場合は評価値が最も高い者。以下「数値的判断失格者を除く最低価格入札者(最高評価値者)」という。)を落札者とする。ただし、この数値的判断失格者を除く最低価格入札者(最高評価値者)が低入札価格入札者であった場合には、8及び9の調査を実施した後に落札者を決定するものとする。

入札執行者は、数値的判断失格者を除く最低価格入札者(最高評価値者)を落札者とした場合で、落札者が低入札調査基準価格を下回っておらず、かつ、落札者より高順位の数値的判断による失格者が存在する場合には、高順位者には落札者としめない旨を落札者不適格通知書(様式第7号)により、落札者には財務規則に規定する落札者決定通知書(以下「落札者決定通知書」という。)に加え、様式第8号によりその旨を、また、その他の入札参加者全員には様式第9号により落札者を通知するものとする。

(2) 調査による失格の有無の決定後の落札者の決定

入札執行者は、8及び9の調査を実施した場合は、調査の結果を受け、課(所)内資格委員会を開催し、11の調査による失格基準の該当の有無について審議し、調査対象者を落札者とするか否かを決定する。なお、本部内資格委員会が参加資格の有無を決定した業務委託及び課(所)内資格委員会委員長が本部内資格委員会に協議する必要があると認める業務委託の落札者の決定においては、課(所)内資格委員会は、事前に本部内資格委員会に協議する。

入札執行者は、課(所)内資格委員会が調査対象者を落札者とすることを決定した場合には、その者を落札者とし、様式第6号3に判定を記載するとともに、落札者には落札者決定通知書に加え、様式第10号により調査結果を、また、その他の入札参加者全員には様式第9号により落札者を通知するものとする。

入札執行者は、課(所)内資格委員会が調査対象者を落札者としなことを決定した場合には、様式第6号3に判定を記載するとともに、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち数値的判断失格者を除く最低価格入札者(最高評価値者)(以下

「次順位者」という。)を落札者とする。

なお、次順位者が低入札価格入札者であった場合には、8及び9の調査を実施し、同様の手続によるものとする。

入札執行者は、次順位者を落札者とした場合には、高順位の調査対象者には落札者となし旨を落札者不適格通知書(様式第11号)により、落札者となった次順位者には「落札決定通知書」に加え、様式第8号(次順位者が低入札価格入札者であった場合は、様式第10号)によりその旨を、また、他の入札参加者全員には様式第9号により落札者を通知するものとする。

- (3) 前2項の規定にかかわらず、電子入札システムにより入札を執行する場合は、様式第9号による通知は、電子入札システムによる通知をもって代えることができる。

1.1 調査による失格基準

以下の場合、課(所)内資格委員会は、契約の内容及び適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に該当するものとして、調査対象者を失格とする。

なお、失格判定基準については、次の項目とし、低入札価格調査等対応マニュアル別紙2の低入札価格調査による失格判定基準のとおりとする。

- (1) 調査書類の全部又は一部の提出がない場合
- (2) 調査に協力しない場合
- (3) 設計仕様等に適合しない場合
- (4) 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合
- (5) 必要費用計上後の積算内訳書が数値的判断による費用毎の失格基準に該当する場合
- (6) 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合
- (7) 上記のほか、適正な業務履行がなされないと認められる場合

過去2年間の県業務委託で低入札価格調査委託業務の受注があり、当該業務成績が70点未満の場合

過去1年以内に賃金不払い等で送検(労働基準監督署から検察庁への書類送検)を受けている場合

その他適正な業務の履行が行われない恐れがあると認められる場合

1.2 苦情処理

- (1) 1.0(1)又は1.0(2)に規定する落札者不適格通知書を受け取った者は、事実を知り得た日から5日(休日を含まない。)以内に書面により、不適格とされた理由の説明を求められるものとする。
- (2) 入札執行者は、前項により説明を求められたときは、課(所)内資格委員会において理由説明について審議し、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に落札者不適格理由説明書(様式第12号)により回答するものとする。なお、本省内資格委員会が参加資格の有無を決定した業務委託及び課(所)内資格委員会委員長が本省内資格委員会に協議する必要があると認める業務委託においては、課(所)内資格委員会は、事前に本省内資格委員会に協議する。
- (3) 前項の理由説明に不服がある者は、一般競争入札については事実を知り又は合理的に知

り得たときから10日以内に佐賀県政府調達苦情検討委員会に、条件付一般競争入札については書面による通知をした日から7日（休日を含まない。）以内に佐賀県建設工事入札審査会に、書面により、苦情申立を行うことができる。

1.3 低入札価格調査等に係る情報の公表

入札執行者は、低入札価格調査に係る情報（委託件名、落札業者、予定価格、落札価格等）については、低入札価格調査制度による調査等対象業務委託（様式第13号）により、数値的判断による失格の場合については、数値的判断による失格基準での失格判定内容（様式第14号）により、低入札価格調査結果については、低入札価格調査の実施概要（様式第15号）により、低入札価格調査等対応マニュアル6(3)の記載の方法に従い、建設・技術課に報告する。建設・技術課はこの内容を県ホームページで公表するものとする。

1.4 監督・検査の強化

低入札調査基準価格を下回る入札を行った者が落札者となった場合には、その適正な履行を確保するため、次の措置を講じるものとする。

(1) 再委託契約の確認

監督員は、すべての再委託契約書等の写しの提出を求め、契約内容・金額・支払時期、支払内容の確認を行う。

(2) 委託検査

検査監又は副検査監が委託検査を行う。

1.5 委託業務完了後の実績等確認

(1) 再委託業者への適正な支払確認等の実施

発注機関の長は、委託業務完了後速やかに、再委託代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等、受注業者から低入札価格調査制度調査様式作成要領に定める再委託代金支払状況等調査書（様式10）を提出させ、受注業者から事情聴取を行うとともに、必要な場合は再委託業者からも事情聴取を行うものとする。

(2) 指導、厳重注意等

発注機関の長は、上記(1)の事情聴取により、必要と考えられる者に対しては指導を行う。また、その指導の結果によっては、次の措置を行うとともに、その内容を建設・技術課に報告する。

ア 口頭による厳重注意

イ 文書による厳重注意

ウ 悪質な場合は、その内容の公表

1.6 入札参加制限

低入札価格入札者が落札者となった場合において、当該業務に係る業務成績が70点未満であった場合は、当該業務委託成績評定日の翌日から1ヵ月以内に公告される県発注業務への入札参加を認めない。

1.7 指名停止

8の調査書類のうち調査様式について調査対象者が提出が必要な調査様式に対し提出された記入済みの調査様式が8割未満であった場合、9の調査の事情聴取に応じない場合又は15(2)の措置のうち悪質な再委託代金の不払いと認められた場合は、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領別表第2(その2)に規定する不正又は不誠実な行為として指名停止措置を講ずる。

附 則

この要領は平成24年11月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

1 この要領は、平成25年11月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

(経過措置)

2 平成25年11月1日以後に公告又は指名通知を行うもので、予定契約期間の末日を平成26年3月31日以前とするものにあつては、この要領の施行後も、なお、従前の例による。

附 則

この要領は平成26年7月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は平成28年4月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

1 この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に公告を行うものから適用する。

(経過措置)

2 平成31年4月1日以後に公告を行うもので、予定契約期間の末日を平成31年9月30日以前とするものにあつては、この要領の施行後も、なお、従前の例による。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は令和4年5月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。